

## 令和3年度事業計画（案）

## 1. 水田農業をとりまく情勢

- 令和3年度は東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故発生から11年目となり、米の全量全袋検査も令和2年産米から被災12市町村を除きモニタリング検査へ移行し、令和3年産米も引き続き同様の枠組みが継続される。
- 県全体の水稻作付面積は、営農再開の進展により、今後も少しずつではあるが確実に拡大しており、需要に応じた米生産と非主食用米の拡大および水稻以外への作物転換による水田フル活用がますます重要となっている。
- 担い手への農地集積、耕作放棄地の拡大防止および何よりも着実な営農再開の進展のためには、米価・所得の維持・向上とコスト削減による販売競争力強化が不可欠であり、その基本となるものは需要に応じた米の生産・販売の徹底である。
- 令和2年産米は、前年度から続く需給緩和環境に、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、業務用需要を中心に想定を超える需要の喪失が発生し、令和元年／2年の需要量は全国で▲20万㌧と通常の2倍の規模で減少した。このなかでも福島県の需要量減少は▲34千㌧と実質全国一の減少規模となった。
- 国としても、飼料用米等の推進期間を9月まで延長するとともに、福島県としても飼料用米へ独自対策（5,000円/10a）を講ずるなど主食用米の生産削減に取り組んだものの、主食用米作付面積は全国で前年対比▲13千㏊、福島県は▲1,200㏊の削減にとどまった。
- これを受け、令和2年11月に開催された食糧部会において、令和3年産主食用米の必要生産量は693万㌧と700万㌧を下回る前年産対比▲36万㌧、面積で7万㏊の過去最大の減少規模が示された。これをふまえ、年末に決定された令和2年度補正予算、令和3年度予算措置において、国は総額3,400億円規模の対策を決定した。
- 本推進会議としても、令和3年産生産数量の目安（面積）設定において、前年産作付面積対比▲3,500㏊減の55,700㏊となる計画を決定するとともに、今後の水田農業を展望し、加工用米・輸出用米、麦・大豆への転換を盛り込んだ制度別・用途別作付計画を策定し、国の補正予算「新市場開拓に向けた水田リバーサイション事業」等を活用した取り組みをこれまで展開した。
- しかしながら、現状は備蓄米入札が1月の第1回入札で実質的に終了し、数量が前年対比▲4,400㌧不足したことと、麦・大豆等への転換がすすんでいないことから、主食用米の作付面積は計画どおり減少しておらず、このままでは、米価が大幅に下落するとともに、急速に民間在庫

が積み上がり、流通が滞る事態となることが強く危惧される状況にある。

## 2. 基本方針

急速に変化する需給環境、生産構造に柔軟に対応し、将来的な水田農業の展望を描くため、以下を重点として取り組む。

- (1) ①飼料用米複数年契約の生産拡大・本作化とともに、②加工用米・輸出用米拡大、③麦・大豆・高収益作物の生産拡大など「水田フル活用・収益力強化」の取り組みを今後とも継続し、米価・所得の維持・向上を実現する。
- (2) 地域の関係者が一体となり、「需要に応じた米生産」にとどまらず、園芸作物や大豆・麦等の拡大もふくめて水田農業の将来像を描き、収入拡大・コスト削減による所得向上に取り組む。
- (3) 担い手の育成・確保や農地集積・耕作放棄地の解消の促進等を通して、本県水田農業・地域農業の振興を促進する。

## 3. 重点推進事項

- (1) 「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換の促進
- (2) 実効ある「水田フル活用・収益力強化ビジョン」の策定・実践
- (3) 「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進
- (4) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (5) 複数年契約による飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減
- (6) 加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大
- (7) 麦・大豆・高収益作物の生産拡大による水稻以外への転換促進
- (8) 方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進
- (9) 水田農業をめぐる適切な情報提供の実施
- (10) 担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進

## 4. 事業計画

| 事業内容                             | 事業計画                                     | 実施時期          |
|----------------------------------|------------------------------------------|---------------|
| 「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換の促進 | ○あらゆる機会を活用して趣旨を徹底                        | 3年4月<br>～4年3月 |
| 実効ある「水田フル活用・収益力強化ビジョン」の策定・実践     | ○県及び地域農業再生協議会の「水田フル活用・収益力強化ビジョン」の策定・実践支援 | 3年4月<br>～4年3月 |

| 事業内容                           | 事業計画                                                     | 実施時期       |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------|------------|
| 「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進 | ○「需要に応じた米生産」達成へ向けた「制度別・用途別作付計画」策定・実践支援および重点地域農業再生協議会への推進 | 3年4月～6月    |
| 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進            | ○地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策等への加入促進への支援                         | 3年4月～6月    |
|                                | ○営農計画書一体化様式の作成・配付                                        | 3年11月～4年3月 |
| 複数年契約による飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減  | ○「天のつぶ」による生産拡大推進                                         | 3年4月～4年3月  |
|                                | ○産地交付金を活用した複数年契約による本作化・大規模化の推進                           | 3年4月～6月    |
| 加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大 | ○県、実需者との連携による中長期拡大産地拡大計画の策定                              | 3年4月～4年3月  |
|                                | ○地域農業再生協議会、方針作成者との協議にもとづく推進                              | 3年4月～6月    |
| 麦・大豆・高収益作物の生産拡大による水稻以外への転換促進   | ○県、実需者との連携による中長期産地拡大計画の策定                                | 3年4月～4年3月  |
|                                | ○地域農業再生協議会、方針作成者との協議にもとづく推進                              | 3年4月～6月    |
| 方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進      | ○方針作成者等との意見交換等の実施                                        | 3年4月～6月    |
| 水田農業をめぐる適切な情報提供の実施             | ○広報等によるタイムリーな情報提供                                        | 3年4月～4年3月  |
|                                | ○地域農業再生協議会を対象とする会議の適宜開催                                  | 3年4月～4年3月  |
| 担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進       | ○担い手育成総合支援協議会及び耕作放棄地対策協議会と連携した、集落営農及び担い手経営体の育成・支援        | 3年4月～4年3月  |
|                                | ○農地集積及び耕作放棄地の解消の促進                                       |            |

以上